一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年7月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年7月11日	竹田合同タクシー株式会社 (法人番号1320001009486) 代表者髙野將	本社営業所	- 文書警告	道路運送法(以下	令和6年6月19日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、、(3)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第25条第3項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0	0	0
	大分県竹田市大字会々 2332番地1	大分県竹田市大字会々 2332番地1							
令和6年7月23日	西部タクシー株式会社(法人 番号2310001005592) 代表 者山崎眞治	本社営業所	輸送施設の使用停止 -(100日車) 文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第3	令和5年9月19日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任(解任)届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(9)地理応接の指導監督の記録義務違反(運輸規則第40条第3項)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	10	10	10	10
	長崎県佐世保市上本山町 1215番地	長崎県佐世保市上本山町 1215番地							
令和6年7月24日	株式会社K・J・R・S・K(カ ジュラスク)(法人番号 9290801007363) 代表者森 山成徳	カエルタクシー本社営業所	輸送施設の使用停止 -(70日車) 文書警告	道路運送法(以下 「法」)第16条第1 項、法第23条第3 項、法第27条第3	令和6年3月12日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・配置車両数)に定める業務の確保違反(道路運送法(以下「法」)第16条第1項)、(3)運行管理者の解任届出違反(法第23条第3項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(5)(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(7)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第34条第1項、第2項)、(7)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第34条第5項)、(8)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)輸送の安全に関わる情報の公表義務違反(法第29条の3)	7	7	7	7
	福岡県北九州市小倉北区 大畠1-2-13	福岡県北九州市小倉北区 大畠1-2-13					,		

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年7月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)				
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数	
令和6年7月29日	西南運輸株式会社(法人番 号1290801002000) 代表者 藤野秀之	本社営業所		理 β 度 Σ 広 (以 Γ) 「 注 ι) 笛 ο 7 冬 笛 ο τ 百	令和6年7月24日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導及び監督が不適切であった。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0	
		福岡県北九州市小倉北区 大手町8番36号								